

2025 年（令和 7 年）更新版

一般社団法人日本健康相談活動学会 認定資格

「子ども健康相談士」

関係規程集

資格申請の手引き

一般社団法人日本健康相談活動学会
子ども健康相談士資格認定委員会

「子ども健康相談士」資格関係規程集並びに資格申請の手引作成にあたって

日本健康相談活動学会 理事長 三木とみ子
(2018 年 3 月 4 日)

日本健康相談活動学会が 2006 年 2 月に設立して以来、趣意書にあるように今を生きる子どもたちの健やかな成長発達、養護教諭の職務としての役割である健康相談・健康相談活動を学問として発展させることにより実現するという信念のもと、実践を共有し研究活動を進めてまいりました。さて、健康相談・健康相談活動は実践の学問であることから「理論」と「方法」があります。これらの能力を確実に修得している証として「子ども健康相談士」を学会資格認定として制度化することについて、未来志向の学会運営の一環として検討を進めてまいりました。

「子ども健康相談士」の学会資格認定制度の趣旨は以下のとおりです。

○子どもの健康に関わる教職員が、健康相談・健康相談活動の専門家としての資格を有し、当該児童生徒等及びその保護者に相談、指導、助言を行い、子どもの心身の健康課題を主体的に解決し自己実現に導くことです。

○養護教諭は、日常的に学校で児童生徒等の「体の不調から心のケア」により、心と体の両面から対応し、子どもの自律に向かって健康相談・健康相談活動を実践しています。「チーム学校」の現代において、関係機関や関係専門職と連携し、迅速かつ効果的に解決に導くためには、学校における健康相談・健康相談活動の質的担保が図られた専門的な人材が社会的に求められていることが、本学会資格認定の目的です。

○豊富な実践や、実績を蓄積している会員が、その経験を学校の内外で生かすために「資格」として「見える化」することで有効に機能すると考えるからです。養護教諭はもとより、教育委員会の嘱託相談員をはじめ、スクールアドバイザー・さわやか相談員・こころの教室相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等、様々な形で本資格が生かされ、児童生徒及びその保護者、学校を支援することで、会員自身の自己実現とともに、ライフワークとして資格の取得を目指すものです。

本学会が、「子ども健康相談士」を社会に送り出すことで、すべての子どもたちが心身共に健康になることに広く貢献できることを念願しています。

この制度は、2014 年 3 月に開催された日本健康相談活動学会第 10 回総会において承認を受けました。これを受け、「子ども健康相談士」資格認定の作業を 2015 年度より進めています。そこで、「子ども健康相談士」資格認定委員会を組織し、規定等の作成を行うと思に「子ども健康相談士」資格認定の申請のための「手続き」を作成いたしました。

「子ども健康相談士」の資格認定を希望される方は、この手続きを参照されたうえで、申請されますようお願いいたします。

「子ども健康相談士」資格関係規定集並びに資格申請の手引

目 次

「子ども健康相談士」規則

I.	「子ども健康相談士」資格認定規定・・・・・・・・・・・・・・・・	p 1
II.	資格認定委員会規約・・・・・・・・・・・・・・・・	p 3
III.	「子ども健康相談士」資格認定要件細則・・・・・・・・	p 5
IV.	「子ども健康相談士」資格者研修及び資格更新細則・・・・・・・・	p 8
V.	「子ども健康相談士」資格申請及び交付手続き細則・・・・・・・・	p 10
VI.	「子ども健康相談士」資格更新申請及び交付手続き細則・・・・・・・・	p 12
	一般社団法人日本健康相談活動学会倫理綱領・・・・・・・・	p 14

資格申請・交付手続きの手引

1.	「子ども健康相談士」資格審査実施要領・・・・・・・・	p 15
1)	資格審査実施予定	
2)	申請者の資格	
3)	申請手続き	
4)	資格認定審査受付票の発行	
5)	資格認定審査結果の発表及び登録	
6)	申請書類等の提出・問い合わせ先	
7)	審査料振込先	

2. 申請書類記載の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ p 17

- 1) 資格認定申請書
- 2) 健康相談・健康相談活動実践報告書（中級・上級）
- 3) 研修証明書
- 4) 直近の夏季セミナー等の受講レポート（中級のみ）
- 5) 研究成果（上級のみ）

資格更新申請・交付手続きの手引き

1. 「子ども健康相談士」資格更新審査実施要領・・・・・・・・ p 18

- 1) 資格更新審査実施予定
- 2) 申請者の資格
- 3) 申請手続き
- 4) 資格更新審査結果の発表及び登録
- 5) 書類の提出先
- 6) 審査料振込先

2. 申請書類記載の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ p 20

- 1) 資格更新申請書
- 2) 健康相談・健康相談活動研修講師歴（上級のみ）
- 3) 健康相談・健康相談活動実践報告書（中級・上級）
- 4) 研修証明書
- 5) 直近の夏季セミナー等の受講レポート（中級のみ）
- 6) 研究成果（上級のみ）

(附) 資格認定委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ p 21

「子ども健康相談士」規則

I 子ども健康相談士資格認定規定

1. 目的

一般社団法人日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）は、会則第3条の（4）に基づき、健康相談（学校保健安全法第8条に規定する健康相談をいう。以下、同じ。）及び健康相談活動（教育職員免許法施行規則第9条に規定する健康相談活動をいう。以下、同じ。）に基づく子どもの心身両面への教育支援の質的向上と健康相談・健康相談活動実践者の専門性の向上に資するため子ども健康相談士資格を設け、当該資格の認定を行う。

2. 一般社団法人日本健康相談活動学会認定資格

子ども健康相談士とは、子ども健康相談士資格認定要件細則に示される申請資格を満たし、本学会の資格認定委員会により、健康相談・健康相談活動の専門家としての能力を有すると認められた者をいう。子ども健康相談士は、次の子ども健康相談士（初級）、子ども健康相談士（中級）及び子ども健康相談士（上級）とする。

1）子ども健康相談士（初級）

学校における健康相談・健康相談活動に関連する理論と方法について「説明できる」能力を有し、所定のポイント数を取得したことが認められる者

2）子ども健康相談士（中級）

学校における健康相談・健康相談活動に関連する理論と方法について「場面に応じて説明できる」能力を有し、所定のポイント数を取得したことが認められる者

3）子ども健康相談士（上級）

学校における健康相談・健康相談活動を学ぶ者に対して、適切な指導・助言を提供する能力があると認められた者。子ども健康相談士（上級）の資格を有する者は、健康相談・健康相談活動の研修会で講師を務めることができる。

3. 資格認定

1）資格認定委員会の設置

本学会は、子ども健康相談士資格認定にかかる業務を行うために資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2）資格認定委員会の運営

認定委員会の構成及び運営は、別に定める資格認定委員会規約による。

3）認定

(1) 資格認定は、認定委員会が行う審査に基づいて理事長が行う。

(2) 認定証発行

理事長は、認定した者に対して当該資格認定証を交付する。

4) 有効期間

本資格の有効期間は 5 年とする。

4.申請の要件

資格認定申請および資格認定に必要な要件は、別に定める子ども健康相談士資格認定要件細則による。

5.申請及び交付とその手続き

資格の認定申請と認定者に対する認定証の交付に関する手続きは、別に定める資格申請及び交付手続き細則に従って行うものとする。

6.資格の認定の失効

資格の認定は、認定者が本学会を退会した場合においては、その効力を失う。

7.規定の改定

本規定の改定は認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

8.附則

本規定は、2018 年（平成 30 年）3 月 4 日より実施する。

Ⅱ 資格認定委員会規約

本規約は、一般社団法人日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）子ども健康相談士資格認定規定規則Ⅰの３.の２）に基づいて定めるものである。

１.目的

資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、資格認定のための審査及びその他の業務を行う。

２.委員

認定委員会は若干名の委員をもって構成する。

１）理事の参加

認定委員会は本学会理事２名以上を含んで構成される。

２）任命

（１）委員

委員は、原則として子ども健康相談士資格を有する者で、理事会が推薦し理事長が任命する。

（２）委員長

委員長は理事の中から、理事長が委嘱する。

（３）任期

委員及び委員長の任期は３年とし、再任を妨げない。

３.業務

認定委員会は、本規約の目的を達成するために以下の業務を行う。

１）認定関係諸規定の審議

円滑かつ実効性ある資格認定作業を進めるため、必要な関係諸規定を審議し、その改廃を理事会の承認をもって行う。

２）研修履歴の認定

本学会が開催する夏季セミナー等以外その他機関等が主催する研修会を受講したことにより資格申請を行う場合は、研修内容を審査し、認定する。

認定要件は、研修資料、研修内容、研修時間等により総合的に判断する。

３）子ども健康相談士資格の認定・更新等の審議

（１）資格認定申請のあった会員については、これを審査する。

（２）資格更新申請のあった有資格者については、これを審査する。

（３）有資格者に疑義が生じた場合は、これを審議し、登録抹消等の必要な処置を決定する。

４）理事会への報告

認定委員会委員長は、資格認定にかかる審議結果を理事会に報告する。

５）登録

（１）名簿登録

認定委員会は、認定証が交付された者を子ども健康相談士資格者名簿に登録し、これを公表する。

(2) 抹消

認定委員会は、認定を受けた者に不正な行為が認められた場合、その認定を取り消し、登録を抹消する。

「不正な行為」とは、申請手続きにおける不正と、業務遂行における当該資格保持者として不適切な行為をいう。

(3) 失効

認定委員会は、本学会会員を退会した者、及び資格更新を行わなかった者の登録を抹消する。

6) その他

認定作業を行う上で委員会が必要と認めるその他の業務を行う。

4. 守秘

資格認定の業務に従事する者は、公正にその職務を遂行し、その職責に応じた守秘義務を負う。

5. 規定の改定

本規約の改定は認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

6. 附則

本規定は 2018 年（平成 30 年）3 月 4 日より実施する。

Ⅲ 子ども健康相談士資格認定要件細則

本細則は、一般社団法人日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）子ども健康相談士資格認定規定規則Ⅰの４.に基づいて定めるものである。

1.申請要件

子ども健康相談士の資格申請にあたっては、以下の要件をすべて満たしていなければならない。ただし、必要ポイントを満たしていれば中級や上級からでも申請できる。学生会員（養護教諭免許資格が取得可能な大学等）にあつては、初級のみ申請できる。

1) 基礎資格

(1) 本学会の会員として 継続して 3 年以上所属していること。

① 継続して 3 年間で会費を納めていること。

② 未納の年度があつた場合は、納付すること。

(2) 教職経験（指導主事・管理職・臨時的任用教員・非常勤職員等を含む）を 3 年以上有すること。なお、学生会員及び学生会員が教職に就き継続して会員である場合は、この限りではない。

① 教職経験のない者は、健康相談に関わる業務が 3 年以上有すること。

② 週に 2 日以上の実務を、年間を通して継続した場合を 1 年として数えることができる（年間 70 日程度以上）。

③ 不明な点は、認定委員会に問い合わせる。

2) 研修実績

以下に示される研修分野において健康相談・健康相談活動に関連する研修経験を持つこと。

(1) 研修領域

健康相談・健康相談活動に関して、理論（A 領域および B 領域）及び方法（C 領域）、研究（D 領域）の 4 領域にわたる研修・研究経験が求められる。

(2) 研修実績の算定

各領域の内容及びポイント数は別表 1 のとおりとする。ただし、中級から申請する場合の必要ポイント数は初級及び中級の合計必要ポイント数と、上級から申請する場合の必要ポイント数は初級、中級及び上級の合計必要ポイント数とする。

なお、関連学会等での研修受講経験等も認めることがある。この場合、修了証などの証明できる資料が必要となる。

(3) 発表・出版の実績（上級のみ）

発表は本学会の夏季セミナーや学術集会を原則とし、関連学会等の発表も認めることがある。

また、出版は、次の通りとする。

① 本学会学会誌や他の関連学会学会誌、養護教諭向け雑誌等において、申請時に、1 回以上の口頭発表あるいは論文発表、誌上発表による発表があること。

② 発表は筆頭者であること。

③ 申請しようとする年度に、申請の後に発表を予定している場合は、その内容と資

料を資格認定委員会に送付すること。

3) 学術集会への参加

資格認定申請をする年度の前、直近 5 年間に本学会夏季セミナー、学術集会等に 3 回以上参加していること。

別表1「子ども健康相談士」取得のために必要な領域別ポイント一覧表

* 60分～90分の講義・演習を1ポイントとする

段階			初級		中級	上級
必要ポイント数			10ポイント以上		18ポイント以上	24ポイント以上
A領域	健康相談・健康相談活動の基本	I：歴史・定義・法的根拠	1	3ポイント以上	5ポイント以上 ただしⅡは必須とする	7ポイント以上
		Ⅱ：プロセス及び方法	1			
		Ⅲ：現代的健康課題	1			
B領域	健康相談・健康相談活動の関連諸理論	I：医学	3ポイント以上		5ポイント以上	7ポイント以上
		Ⅱ：心理学				
		Ⅲ：福祉／行政				
		Ⅳ：看護学	* ただし、初級・中級でⅠ～Ⅴをすべて受講する			
		Ⅴ：学校教育				
C領域	健康相談・健康相談活動の実践	I：心身の観察・情報収集	4ポイント以上 ただし、ⅠⅡⅢは必須		8ポイント以上 ただしⅣⅤは必須	10ポイント以上
		Ⅱ：問題背景の分析・判断				
		Ⅲ：解決のための支援				
		Ⅳ：関係者との連携				
		Ⅴ：記録・評価				
D領域	健康相談・健康相談活動の可視化	事例研究・発表・論文				誌上発表、学会発表、研究発表等

2. 認定要件

1) 必要条件

Ⅰの1.の「申請要件」に定める申請に必要な要件を満たしていること。

2) 十分要件

認定委員会によって行われる書類審査、面接を経て、資格取得相当の知識と理論及び技能を持つと認められること。

3) 倫理綱領の遵守

子ども健康相談士資格取得にあたり倫理規範を含む健康相談・健康相談活動実践については、学会が定める倫理綱領を遵守すること。申請者はこれを遵守する旨の誓約を申請時に行うものとする。

3.更新要件

子ども健康相談士資格の有効期限は 5 年間とし、これを更新することができる。更新には子ども健康相談士資格更新細則に示された研修実績をもって所定の手続きを行う必要がある。

4.附則

本細則は、2018 年（平成 30 年）3 月 4 日より実施する。

本細則は、2022 年（令和 4 年）2 月 26 日より実施する。

Ⅳ 子ども健康相談士資格者研修及び資格更新細則

本細則は、一般社団法人日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）資格認定委員会規約Ⅱの３．の３）（２）に基づいて、子ども健康相談士を取得した者が、その資格を維持更新するために必要な枠組みを定めるものである。

１．目的

子ども健康相談士は発展進化を続けている資格である。このため、子ども健康相談士を有する者（以下「子ども健康相談士資格者」という。）は、資格取得後も継続して子ども健康相談士の発展進化に寄与し、またさらなる資質向上に努める義務を負うものである。本細則は、その最低限の継続した研修の枠組みを示すために設けられる。

２．継続研修の義務づけ

子ども健康相談士資格者は、健康相談・健康相談活動を実践するものとしての資質の維持向上を図るため、資格取得後もその更新時期までに以下の要項に従った研修を継続して積まなければならない。

３．更新期間

前項の研修義務履行のため、その資格認定を受けた年度より５年目の年度末日までに、次項に従った研修を継続して行わなければならない。

４．研修会等への参加

子ども健康相談士資格者は、更新までに、本学会夏季セミナーや学術集会等に、初級および中級は３回以上、上級は５回以上参加していること。

５．発表・出版・研修講師等の実績（上級のみ）

以下の３）は必須とし、他の事項については実施が望ましい。

１）本学会または資格認定委員会が認定するその他の学術集会や学術大会、研修会において、健康相談・健康相談活動に関する論文発表、実践発表また著作物の出版、口頭・ポスター発表を行う（いずれも筆頭者や単著であることが望ましい）。

２）本学会または資格認定委員会が認定するその他の学術集会や学術大会、研修会において、健康相談・健康相談活動に関する研修講師や研修サポーターを行う。

３）「上級資格者研修会」に参加し相互評価を受ける。

６．資格更新手続き

子ども健康相談士資格者は、資格更新時には本細則に示された研修経験等を積んでいなければならない。資格更新は本委員会が総合的に判断し更新認定する。

子ども健康相談士資格者でその資格更新を希望する者は、資格認定委員会が別に定める手続きに従って、その資格を更新しなければならない。特別な事情がある場合は、この限りではない。詳しくは認定委員会に問い合わせる。

7.附則

本細則は 2018 年（平成 30 年）3 月 4 日より実施する。

本細則は 2022 年（令和 4 年）2 月 26 日より実施する。

本細則は 2023 年（令和 5 年）3 月 5 日より実施する。

V 子ども健康相談士資格申請及び交付手続き細則

本細則は、一般社団法人日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）子ども健康相談士資格認定規定Ⅰの5.に基づいて、子ども健康相談士の資格認定申請及び認定証の交付について必要な事項を定めるものである。

1.申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表

子ども健康相談士の資格認定申請及び審査は原則として年1回行う。

資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。

2.審査申請

子ども健康相談士の資格認定の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて、申請期間内に提出しなければならない。審査料は別に定める。

3.提出書類

子ども健康相談士の資格認定の審査を希望する者は、6.別表1に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。

4.登録

子ども健康相談士の資格認定審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者には、子ども健康相談士資格認定規定に基づき子ども健康相談士認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて子ども健康相談士資格者名簿に登録し、これを公表する。認定証の交付は、学術集会総会時に行う。

5.附則

本細則は2018年（平成30年）3月4日より実施する。

本細則は2023年（令和5年）3月5日より実施する。

6.別表1 子ども健康相談士資格認定申請にあたって提出する書類

申請にあたって提出する書類	初級	中級	上級
子ども健康相談士資格認定申請書 ¹⁾	○様式1-1	○様式1-2	○様式1-3
健康相談・健康相談活動実践報告書 ²⁾	—	○様式2	○様式2
研修証明書 ³⁾	○	○	○
直近の夏季セミナー受講レポート ⁴⁾	—	○様式3	—
研究成果（学術集会抄録、論文別刷、研究発表集録、雑誌掲載記事のコピー等 ⁵⁾	—	—	○（1点以上）

1)（一社）日本健康相談活動学会子ども健康相談士資格認定申請書（初級・中級・上級）

2) 健康相談・健康相談活動実践報告書（中級・上級）

3) 研修証明書（共通）：認定申請にあたって、所定のポイントを取得したことがわかる本学会主催の夏季セミナーや学術集会の修了証等のコピーを添付する。

- 4) 直近の夏季セミナー等の受講レポート(中級): 自身の健康相談・健康相談活動実践に夏季セミナーの受講内容をどのように活かすかなどについて論述する。
- 5) 発表・出版(上級): 著書や学術雑誌、一般雑誌の記事を申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等(コピーで可)を添付する。口頭・ポスター発表の場合は、一発表につき1/2回とみなす。発表を確認できる学会集会抄録集目次及び抄録等(コピーで可)を添付する。ただし筆頭者でなければならない。

VI 子ども健康相談士資格更新申請及び交付手続き細則

本規定は、子ども健康相談士を有する者（以下「子ども健康相談士資格者」という。）が、その資格を更新する際に必要な申請手続きと認定証の交付について必要な事項を定めるものである。

1.申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表

資格更新申請及び審査は原則として年1回行う。資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。

2.審査申請

資格更新の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて申請期間内に提出しなければならない。審査料は別に定める。

3.提出書類

資格更新の審査を希望する者は、6.別表1に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。提出された書類は審査後も返却されない。

4.登録

資格更新審査の結果は本人宛に通知する。資格更新審査に合格した者には、資格認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて子ども健康相談士資格者名簿の登録を更新し、これを公表する。

5.附則

本細則は2018年（平成30年）3月4日より実施する。

本細則は2023年（令和5年）3月5日より実施する。

6.別表1

子ども健康相談士資格更新申請にあたって提出する書類

申請にあたって提出する書類	初級	中級	上級
子ども健康相談士資格更新申請書 ¹⁾	○様式1－4	○様式1－5	○様式1－6
健康相談・健康相談活動実践報告書 ²⁾	—	○様式2	○様式2
研修受講証明書 ³⁾	○	○	○
直近の夏季セミナー受講レポート ⁴⁾	—	○ 様式3	—
①研究成果（学術集会抄録、論文別刷、研究発表集録、雑誌掲載記事のコピー等） ⁵⁾	—	—	○（③必須、①②任意）
②研修講師実施記録 ⁶⁾ 様式4			
③上級資格者研修会相互評価シート ⁷⁾			

- 1) (一社) 日本健康相談活動学会子ども健康相談士資格認定申請書(初級・中級・上級)
- 2) 健康相談・健康相談活動実践報告書(中級・上級)
- 3) 研修証明書(共通): 更新申請にあたって、直近 5 年以内に、本学会主催の夏季セミナーや学術集会に初級及び中級は 3 回以上、上級は 5 回以上参加していることがわかる修了証(コピー可)等を添付する。
- 4) 直近の夏季セミナー等の受講レポート(中級): 自身の健康相談・健康相談活動実践に夏季セミナーの受講内容をどのように活かすかなどについて論述する。
- 5) 発表・出版(上級): 発表を確認できる学会大会目次・抄録等(コピーで可)を添付する。著書や学術雑誌、一般雑誌の記事を申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等(コピーで可)を添付する。筆頭者であることが望ましい。
- 6) 研修講師として務めた履歴(年月日、研修講座名、実施主体、内容、成果等)を記載した記録(様式 4)を添付する。
- 7) 上級資格者研修会相互評価シート(上級のみ)を添付する。

一般社団法人日本健康相談活動学会倫理綱領

制定 2007 年 2 月 18 日

一般社団法人日本健康相談活動学会は、一般社団法人日本健康相談活動学会定款第 2 条の目的を達成する上で、関係者が遵守すべき、本倫理綱領を定める。

前文

一般社団法人日本健康相談活動学会会員及び学生会員は、教育、研究及び活動によって得られた成果を人々の心身の健康及び社会の健全化のために用いるように努め、社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する。

（責任）

第 1 条 会員及び学生会員は、健康相談活動・健康相談に関する教育、研究及び活動に責任を持つ。

（説明と同意）

第 2 条 会員及び学生会員は健康相談活動・健康相談に関する教育、研究及び活動に際して、対象者または関係者にその内容を説明し、同意を得た上で行う。

（守秘義務）

第 3 条 会員及び学生会員は健康相談活動・健康相談に関する教育、研究及び活動において、知り得た個人及び団体のプライバシーを守秘する。

（研究成果の公表）

第 4 条 会員及び学生会員が研究成果を公表するにあたっては、研究対象者または関係者の情報の保護のため必要な措置を講じなければならない。

（倫理の遵守）

第 5 条 会員及び学生会員は、本倫理綱領を遵守する。

2 会員及び学生会員は、原則としてヒトを対象とする医学研究の倫理原則（ヘルシンキ宣言）を遵守する。

3 会員及び学生会員は、原則として疫学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）を遵守する。

4 会員及び学生会員は、原則として子どもの権利条約を遵守する。

5 会員及び学生会員は、その他、人権に関わる宣言を尊重する。

（改廃手続）

第 6 条 本綱領の改廃は、理事会が行う。

附則 この倫理綱領は、2007 年 2 月 18 日から施行する。

附則 この倫理綱領は、一部改正し、2011 年 2 月 20 日から施行する。

附則 この倫理綱領は、一部改正し、2023 年 7 月 6 日から施行する。

資格申請・交付手続きの手引き

1. 「子ども健康相談士」資格審査実施要領

一般社団法人日本健康相談活動会は、「子ども健康相談士」資格認定規定、「子ども健康相談士」資格認定要件細則、「子ども健康相談士」資格認定申請及び交付手続き細則、に基づき、以下のとおり、一般社団法人日本健康相談活動会認定資格認定審査を実施します。

「子ども健康相談士」資格認定審査は、以下の日程・手続きで行ないます。

当該年度に日程・手続き等の変更がある場合には、前年度までに公表します。

1) 資格審査実施予定

- (1) 資格認定審査を受けるための申請書類一式等の入手

一般社団法人日本健康相談活動会のホームページ(<http://jahca.org/>)からダウンロードできます。

ダウンロードできない方は、資格認定委員会に直接請求してください。(有料)

- (2) 申請の受付期間

9月1日～10月31日

- (3) 書類審査の結果通知日(上級のみ)

12月1日頃

- (4) 面接予定日(上級のみ)

12月中旬 *書類審査合格者に面接日時、場所を通知します。

- (5) 資格認定審査結果の発表日

3月上旬までに審査結果を通知します。

この予定は資格認定申請者数により変更されることがあります。

2) 申請者の資格

資格認定審査の申請をする者は、認定審査を希望する資格認定要件細則の2.申請要件の諸条件をすべて満たしていることが必要です。

3) 申請手続き

以下の(1)～(3)の手順で手続きを行ってください。

- (1) 基本情報の入力・送信

学会ホームページにある「**子ども健康相談士**」申請サイト から基本情報を入力し、子ども健康相談士資格認定委員会事務局に送信してください。

- (2) 審査料の納付

学会指定の口座に審査料の納付手続きを行ってください。

学会指定の口座に送金した控えをコピーし、申請書類を送付の際、所定の欄に添付してください。

なお、納付後の審査料は返却できませんのでご承知おきください。

【審査料】

「子ども健康相談士(初級)」: 3,000 円

「子ども健康相談士(中級)」: 5,000 円

「子ども健康相談士(上級)」: 10,000 円

(3) 必要書類の郵送

認定審査を希望する資格に従って、各資格申請及び交付手続き細則の各々の別表1にある各資格認定申請に当たって提出する書類を揃えて提出してください。

提出書類の作成に当たっては、記載上の留意点(別項)を熟読の上、記載漏れがないように注意し、黒インク、黒ボールペン、ワープロ等で、楷書ではっきりと書いてください。

なお、提出された書類は返却しません。健康相談・健康相談活動実践報告書など申請者にとり保持の必要のあるものは、あらかじめ各個人で控え・原本など必要に応じて保存してください。

必要書類の提出は必ず郵送(レターパックや簡易書留、宅急便等の配達記録がわかる方法)とし、提出用の封筒の表に「認定申請書類在中」と朱筆してください。

提出書類等は返却できませんので、必ず控えとしてコピーを1部保存しておいてください。

4) 資格認定審査受付票の発行

申請書類及び審査料の納付の手続きを確認した時点で、認定委員会は受付したことを本人宛にメールにて通知します。

5) 資格認定審査結果の発表及び登録

審査結果は申請者全員に通知します。

「子ども健康相談士」資格認定審査に合格された方は、本学会から各「資格認定証」を交付し、「子ども健康相談士」資格者名簿に登録して公表します。

6) 申請書類等の提出・問い合わせ先

〒350-0288 埼玉県坂戸市千代田 3-9-21

女子栄養大学内

(一社) 日本健康相談活動学会 子ども健康相談士資格認定委員会事務局

Mail shikaku@jahca.org

(連絡、問い合わせ等はメールでお願いします)

7) 審査料振込先

【ゆうちょ銀行からの振込】

口座記号番号：00270-1-139575

加入者名：子ども健康相談士資格認定委員会 (コトモケンコウサワダシシカクニンテイインカイ)

【他金融機関から、ゆうちょ銀行への振込】

店番：〇二九 (ゼロニキュウ)

預金種目：当座

口座番号：0139575

加入者名：子ども健康相談士資格認定委員会 (コトモケンコウサワダシシカクニンテイインカイ)

2.申請書類記載の留意事項

1. 資格認定申請書（初級：様式1－1、中級：様式1－2、上級：様式1－3）

- 1) 自筆による署名を必ずしてください。
- 2) 旧氏名(旧姓等)が研修実績、事例報告等申請要件の確認に関係する場合には、氏名欄に併記してください。
- 3) 現住所、現所属とも申請日から認定証交付までの期間に連絡のとれる場所を記載します。
- 4) 職歴、賞罰は年次順に記入してください。
- 5) 4×3 cm の大きさと正面上半身の写真(過去 6 ヶ月以内に写したもの)を、所定の位置に張ってください(上級のみ)。

2. 健康相談・健康相談活動実践報告書（中級及び上級：様式2）

- 1) 自筆の署名をしてください。
- 2) プライバシーや個人情報に配慮して記載してください。

3. 研修証明書

- 1) 本学会夏季セミナーについては、修了証のみで研修証明書とすることができます。
- 2) 本学会主催の夏季セミナーや学術集会等の研修会については、所定の単位（時間数、内容など）を取得したことがわかる修了証、参加証、領収書で研修証明書とすることができます。1) 2) についての研修証明書の添付は、平成 29 年度（2017 年度）以降は必須、それ以前については、可能な限り添付するものとします
- 3) 本学会学術集会での諸発表とは、研究発表・シンポジウム等を指し、各々で演者・シンポジストを務めた者を指します。この任を務めた者もその発表を証明できるものを添付することにより、研修証明書に代えることができます。
- 4) 本学会以外の大会等の場合は、大会名、開催期間、開催地、研修内容、時間数が正確にわかる資料を添付するとともに、参加した学会等の名称が入った名札や領収証、参加証などのコピーも添付してください。なお、内容によっては認定できないことがあります。

4. 直近の夏季セミナー等の受講レポート（中級のみ：様式3）

自身の健康相談・健康相談活動実践に夏季セミナーの受講内容をどのように生かすかなどについて論述してください。

5. 研究成果（上級のみ）

発表を確認できる学術集会目次・抄録等（コピーで可）を 1 点以上添付してください。著書や学術雑誌、一般雑誌の記事を申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピーで可）を添付してください。研究成果は単著または、共同研究の場合は、筆頭者でなければなりません。

資格更新申請・交付手続きの手引き

1. 「子ども健康相談士」資格更新実施要領

一般社団法人日本健康相談活動会は、「子ども健康相談士」資格認定規定、「子ども健康相談士」資格認定要件細則、「子ども健康相談士」資格更新及び交付手続き細則に基づき、下記により一般社団法人日本健康相談活動会認定資格更新審査を実施します。

「子ども健康相談士」資格更新審査は、毎年以下の日程・手続きで行ないます。

当該年度に日程・手続き等の変更がある場合には、前年度までに公表周知します。

1) 資格更新審査実施予定

(1) 資格更新審査を受けるための申請書類一式等の入手

一般社団法人日本健康相談活動会のホームページ(<http://jahca.org/>)からダウンロード又は、アクセスできます。

ダウンロード又は、アクセスできない方は、資格認定委員会に直接請求してください。
(有料)

(2) 申請の受付期間

9月1日～10月31日

(3) 資格更新審査結果の発表日

2月下旬までに書類による審査結果を通知します。

この予定は資格認定申請者数により変更されることがあります。

2) 申請者の資格

資格更新審査の申請をする者は、更新審査を希望する資格認定要件細則の2.申請要件の諸条件をすべて満たしていることが必要です。

3) 申請手続き

以下の1)必要書類の提出は必ず郵送(レターパックや簡易書留、宅急便等の配達記録がわかる方法)とし、提出用の封筒の表に「更新申請書類在中」と朱筆してください。同時に2)審査料の納付手続きを行ってください(学会指定の口座に納入)。提出書類等は返却できませんので、必ず控えとしてコピーを1部保存しておいてください。

(1) 必要書類

更新審査を希望する資格に従って、「子ども健康相談士」資格更新及び交付手続き細則の別表2にある各資格更新申請に当たって提出する書類を揃えて提出してください。

提出書類の作成に当たっては、記載上の留意点(別項)を熟読の上、記載漏れが無いように注意し、黒インク、黒ボールペン、ワープロ等で、楷書ではっきりと書いてください。

なお、提出された書類は返却いたしません。健康相談・健康相談活動実践報告書など申請者にとり保持の必要のあるものは、あらかじめ各個人で控え・原本など必要に応じて保存してください。

(2) 更新審査料

「子ども健康相談士」(初級): 2,000 円

「子ども健康相談士」(中級): 3,000 円

「子ども健康相談士」(上級): 5,000 円

学会指定の口座に送金した控えをコピーし、申請書類を送付の際、所定の欄に添付してください。なお、納付後の審査料は返却できませんのでご承知おきください。

4) 資格更新審査結果の発表及び登録

審査結果は資格更新申請者に通知するとともに、学会から各「資格更新認定証」を交付し、「子ども健康相談士」資格者名簿に登録し、公表します。

5) 書類の提出先

〒350-0288 埼玉県坂戸市千代田 3-9-21

女子栄養大学内

(一社) 日本健康相談活動学会子ども健康相談士資格認定委員会事務局

Mail shikaku@jahca.org

(連絡、問い合わせ等はメールでお願いします)

6) 審査料振込先

【ゆうちょ銀行からの振込】

口座記号番号: 00270 - 1 - 139575

加入者名: 子ども健康相談士資格認定委員会 (コトモケンコウソウダシシカクニンテイインカイ)

【他金融機関から、ゆうちょ銀行への振込】

店番: 〇二九 (ゼロニキュウ)

預金種目: 当座

口座番号: 0139575

加入者名: 子ども健康相談士資格認定委員会 (コトモケンコウソウダシシカクニンテイインカイ)

2.申請書類記載の留意事項

1. 資格更新申請書（初級：様式1－4、中級：様式1－5、上級：様式1－6）

- 1) 自筆による署名を必ずしてください。
- 2) 旧氏名(旧姓等)が研修実績、健康相談・健康相談活動実践報告書等、申請要件の確認に関係する場合には、氏名欄に併記してください。
- 3) 現住所、現所属とも申請日から認定証交付までの期間に連絡のとれる場所を記載します。
- 4) 職歴、賞罰、研修講師履歴（上級のみ）は年次順に記入してください。
- 5) 4×3cmの大きさと正面上半身の写真(過去6ヶ月以内に写したもの)を、所定の位置に張ってください。

2. 健康相談・健康相談活動研修講師歴（上級のみ）（様式1－6：申請書に記載）

「子ども健康相談士」(上級)取得後に、本資格を活用して研修等の講師を務めた場合、研修会名、対象及び人数、日時、場所、研修内容を記載してください。

3. 健康相談・健康相談活動実践報告書（中級・上級：様式2）

- 1) 自筆の署名をしてください。
- 2) プライバシーや個人情報に配慮して記載してください。

4. 研修証明書

- 1) 本学会夏季セミナーについては、修了証のみで研修証明書とすることができます。
- 2) 本学会主催の夏季セミナーや学術集会等の研修会については、所定の単位（時間数、内容など）を取得したことがわかる修了証、参加証、領収書で研修証明書とすることができます。1) 2) についての研修証明書の添付は、平成29年度（2017年度）以降は必須、それ以前については、可能な限り添付するものとします
- 3) 本学会学術集会での諸発表とは、研究発表・シンポジウム等を指し、各々で演者・シンポジストを務めた者を指します。この任を務めた者もその発表を証明できるものを添付することにより、研修証明書に代えることができます。
- 4) 日本健康相談活動会以外の大会等の場合は、大会名、開催期間、開催地、研修内容、時間数が正確にわかる資料を添付するとともに、参加した学会等の名称が入った名札や領収証、参加証などのコピーも添付してください。なお、内容によっては認定できないことがあります。

5. 直近の夏季セミナー等の受講レポート（中級のみ：様式3）

自身の健康相談・健康相談活動実践に夏季セミナーの受講内容をどのように生かすかなどについて論述してください。

6. 研究成果（上級のみ）

上級資格者研修会相互評価シート添付してください。

研究成果及び、研修講師実施記録（様式4）は、任意提出です。

研究成果（学術集会抄録、論文別刷、研究発表集録、雑誌掲載記事のコピー等）は、単著または、共同研究の場合は、筆頭者でなければなりません。著書や学術雑誌、一般雑誌の記事を申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピー可）を添付してください。

(附) 一般社団法人日本健康相談活動学会 子ども健康相談士資格認定委員会

委員長 澤村 文香 (理事)

委員 佐々木 奈緒 (理事)

委員 力丸 真智子 (理事)

委員 青木 真知子 (理事)

発行

〒350-0288 埼玉県坂戸市千代田 3-9-21

女子栄養大学内

(一社) 日本健康相談活動学会 子ども健康相談士資格認定委員会事務局

Mail shikaku@jahca.org

(連絡、問い合わせ等はメールでお願いします)